

五十而知天命

—「外地法制誌」と中村渉—

神戸大学大学院法学研究科教授 小野 博司

明治国家の植民地法制に関心を持つ者であれば、一度は「外地法制誌」を紐解いたことがあるだろう。特に平成2（1990）年に文生書院より復刻されて以降、より多くの読者を得るようになったと思われる。「日本旧領域に関係のあった条約」、「外地法令制度の概要」、「台湾」、「朝鮮」、「南洋群島」、「関東州」、「樺太」の7部15冊からなる同書は、各外地の法令を分野ごとに整理、掲載しており、「外地六法」として使用できる。また、簡にして要を得た解説も良い。しかし、普段から同書を手にとっている人の多くも、その成立過程は知らないのではないだろうか。少なくとも著者は気にしてこなかったが、ここ数年新たに始めた研究をきっかけに、俄然これが気になり始めた。さいわい文生書院版の小林勇之助氏の解説¹が多くを教えてくれたが、その中でも、これをほぼ一人で編んだという中村渉という人物のことは詳しく書かれていなかった。そこで以来、「外地法制誌」と中村についての資料を少しずつ集めており、いずれ稿を起こしたいと考えているが、本小文はそれに先立つものとして、中村の自伝（「回想」²）によりながら、彼の生涯を紹介する。

中村渉は明治32（1899）年11月、「おもに秤を作る（中略）、従業員十名前後家庭的雰囲気」³の工場で工場長を務める清七の長男として、東京市に生まれた⁴。官界入りは大正8（1919）年1月、満19歳のとき（幸橋税務署臨時雇）で、その後復興局を経て昭和4（1929）年6月に拓務省に入り、「大蔵省出身者たる上に、法人所得税の事務経験があるということ」で「外地の租税専売係長」を務めた（48頁）。この間、大正15（1926）年3月に中央大学経済学科を卒業した。昭和11（1936）年12月、税制改革を予定していた南洋庁の事務官（高等官七等）となり、商工課長、税務課長、財務課長の要職を務めた。敗戦直後の昭和20（1945）年8月、大東亜省事務官だった中村は、同省廃止にともない外務省に入り、管理局総務部南方課に配属されて、主に南洋庁と台湾総督府に関する事務を担当した。

ところで、旧外地全般の整理業務を担当することになった外務省では、外地法令の改廃に関する様々な問題も、内閣法制局などと連携し解決にあたっていた。そしてこれらがひと段落した後、「今後実際問題として考えられる事柄は、公私の財産請求権に関するものが多く、いずれも平和条約の発効ないし同条約に基く日本と各国との取極めの結果を俟たずに処理方針を決定し難いもののみなので、（中略）この際外務省としては、外地関係法令の失効の時期、該失効法令に基いて形成された法律関係の効力、失効法令に関連して今後生

¹ 小林勇之助「外務省条約局編『外地法制誌』公刊の概要」外務省編『外地法制誌』第1巻、文生書院（1990復刻）。

² 中村渉「回想」中村淳編『たえなる恵み—中村渉の回想と追憶—』（1979）。「回想」からの引用は、本文中にページ数で示した。

³ 中村淳「両親と兄」同上139頁。

⁴ 中村の経歴は、中村淳「中村渉年譜」同上193-199頁による。

ずることのあるべき国内問題の処理方法等についての見解を明らかにする」⁵という方針を立て、条約局に行わせることにした。そのため、拓務省以来外地法制に精通していることから、管理局で外地関係法令整理の善後措置を一任されていた中村は、昭和 27 (1952) 年 1 月に条約局へ異動となった (73 頁)。

条約局で最初に取り組んだのは、昭和 27 年 4 月に非公式に配布された「外地関係法令整理に関する善後措置に関する意見」(以下、「意見」) の作成である。外地関係法令の効力と、その整理ないし整理の善後措置についての省としての解釈をまとめたことは、大きな成果であった。さらにこの「意見」は、中村がかねてより希望していた「外地法制誌」の編集を後押するものとなった。管理局時代から彼は、「外地関係法令整理の善後措置を考究する基本的知識に資する」こと、「五十年間に及ぶ日本の外地統治の史実を、統治方式の最大事項たる法制の側より説き、実質的には統治誌として後世に伝える」ことを目的に、その編集を主張していた (77 頁)。上司の同意も得ていたが、大蔵省は、「GHQ は、戦後日本が旧領土に関してとやかくいうのを極端に忌避し、記録編集にさえ (中略) 拒否する」 (77 頁) と考え、わずかの印刷費しか認めなかった。しかし「意見」公表後、直接の上司である大郷正夫第四課長が熱心に勧めたことなどもあり、知命を超えて中村は、「孤軍奮闘でまとめる気になり、自分なりに構想を練って、できることから着手」 (77 頁) していったのである。

昭和 30 (1955) 年 7 月の『日本旧領域に係るあつた条約』を皮切りに、「外地法制誌」は次々と刊行されていった。この間、昭和 42 (1967) 年 3 月に中村は外務省を辞職したが、編集完了までは条約局調査室で執務を続けた。編集が完了したのは、古希を優に過ぎた昭和 46 (1971) 年 3 月のことであった。なお彼の生前に刊行されたのは 15 冊中 13 冊で、第 6 部の中・後編は、「内容の性質上、対外的に問題となる箇所がある」⁶として部内資料に止められた。これが公刊されたのは平成 16 (2004) 年で、このとき初めて人びとは、「外地法制誌」の全貌を知ることになった⁷。驚異的な根気と集中力で「外地法制誌」の編集をやり遂げた中村は、病を得ながらも穏やかに過ごし、昭和 53 (1978) 年 8 月に亡くなった。享年 80 歳。彼が近代日本法制史研究に残した足跡は極めて大きい。

(執筆者紹介)

小野 博司 (おの ひろし)

大阪大学博士 (法学)。専門は近代日本法制史。近時の主な業績は、『近代日本の行政争訟制度』大阪大学出版会 (2022)、「明治国家における占領地軍政法」法と文化の制度史(3) (2023)。

⁵ 「外地関係法令整理に関する善後措置について」外務省編・前掲注 (1) 107-108 頁。

⁶ 小林・前掲注 (1) 6 頁。

⁷ 平成 2 年に文生書院が復刻したのは既刊 13 冊で、第 6 部中・後編は、平成 16 年に龍溪書舎が「復刻」した際に初めて公開された。これについては、「龍溪書舎総合図書目録」⑨-52 頁 <<http://www.ryuukei.co.jp/pdf/09.pdf>> (最終閲覧日: 2023 年 9 月 13 日) も参照されたい。